

千葉県告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和2年1月23日

千葉市長 熊谷俊人

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称 大椎町内会
- (2) 事務所 千葉県緑区大椎町757番地
- (3) 代表者 渡邊 久夫
- 住所 千葉県緑区大椎町757番地

2 変更があった事項

- (1) 事務所の所在地
「千葉県緑区大椎町890番地」を「千葉県緑区大椎町757番地」に改める。
- (2) 代表者の氏名
「林 新一」を「渡邊 久夫」に改める。
- (3) 代表者の住所
「千葉県緑区大椎町890番地」を「千葉県緑区大椎町757番地」に改める。